

ボンド・ゼロトリプル

(予想分配金提示型) / (資産成長型)



第15期決算および分配金のお支払いについて

平素より「ボンド・ゼロトリプル (予想分配金提示型) / (資産成長型)」(以下、当ファンド) をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ボンド・ゼロトリプル (予想分配金提示型) は2021年2月15日に第15期決算を迎え分配を行いましたのでご報告いたします。

※ 以下、「ボンド・ゼロトリプル (予想分配金提示型)」を (予想分配金提示型)、「ボンド・ゼロトリプル (資産成長型)」を (資産成長型) ということがあります。

分配実績 (1万口当たり、税引前)

当ファンドは2019年11月6日に設定され、(予想分配金提示型) は第15期決算 (2021年2月15日) を迎えました。分配方針に基づき、基準価額の水準等を勘案した結果、分配金額は30円としました。

決算期	-	2020/12/15	2021/1/15	2021/2/15	設定来累計 (2021/2/15まで)
	第1~12期	第13期	第14期	第15期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	90円 (0.9%)	0円 (0.0%)	10円 (0.1%)	30円 (0.3%)	130円 (1.3%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	-5.4%	6.6%	1.7%	3.4%	6.1%

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金 (税引前) の前期末基準価額 (分配金お支払い後) に対する比率で、(予想分配金提示型) の収益率とは異なります。第1~12期、設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計 (税引前) の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1~12期の欄は、設定日から第12期末までの騰落率です。

(予想分配金提示型) の分配方針

- 原則として、毎月15日 (休業日の場合は翌営業日) に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益 (評価損益を含みます。) 等の範囲内とします。
- 分配金額は、原則として、各計算期末の前営業日の基準価額 (支払済み分配金 (1万口当たり、税引前) 累計額は加算しません。) に応じて、以下の金額の分配を目指します。ただし、分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、分配を行わないことがあります。

各計算期末の前営業日の基準価額	分配金額 (1万口あたり、税引前)
10,000円未満	0円
10,000円以上11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	100円
12,000円以上13,000円未満	200円
13,000円以上14,000円未満	300円
14,000円以上15,000円未満	400円
15,000円以上	500円

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

足元の運用状況と今後の運用方針について

- 2021年1月は、米国の追加経済対策案への期待などを背景に**グローバル・ハイイールド債券市場は概ね堅調に推移し、当ファンドの基準価額も堅調に推移**しました。月末にかけて市場が下落に転じ、当ファンドの基準価額も軟調となる局面もありましたが、**月間の騰落率は（予想分配金提示型）、（資産成長型）ともに1.5%のプラス**となりました。
- 今後もグローバル・ハイイールド債券市場のモメンタム（方向性）に着目し、マーケットの上昇局面ではグローバル・ハイイールド債券への配分を高めてリターンの最大化を目指す一方、下落局面では米国10年国債先物への配分を高めて下落に対応する運用を目指します。

（注）（予想分配金提示型）の騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものです。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

基準価額の推移（2019年11月6日（設定日）～2021年2月15日）



（注1）基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

（注2）税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

（注3）（資産成長型）は2021年2月15日現在において分配を行っていません。

※上記は過去の実績、当資料作成時点の運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。くわしくは7ページをご覧ください。

ファンドの特色

- 海外のハイイールド債券と米国国債先物を実質的な投資対象とします。
 - 運用にあたっては、ハイイールド債券と米国国債先物で構成される参照指数のリターン（損益）※を享受する担保付スワップ取引を行います。
 - ※参照指数による担保付スワップ取引のリターン（損益）は、同指数に関する費用等を控除したものととなります。
 - ハイイールド債券市場のモメンタム（方向性）に着目したリスク調整により、ハイイールド債券※の投資配分を0%～300%の範囲で機動的に調整します。なお、300%に満たない部分は米国国債先物に投資します。
 - ※ハイイールド債券への投資は、複数のハイイールド債券のファンドを対象としたファンドバスケットを通じて行います。

※ハイイールド債とは格付けがBB格相当以下の債券をいいます。

一般的にハイイールド債は、投資適格債券（BBB格相当以上）に比べて、債務の返済能力が相対的に劣り、利息や元本の支払いが停滞したり、支払われなくなるリスクが高い分、利回りは相対的に高くなっています。

※参照指数とはJ.P.モルガンが開発した「ハイイールドファンズ・ダイナミックリスクコントロール指数（円建て、エクセリターン）」をいいます。当該指数は海外の複数のハイイールド債券のファンドと米国国債先物で構成されるポートフォリオ（ファンドバスケット）の3倍（300%）相当額において、ハイイールド債券市場のモメンタムに着目したターゲットリスク調整により、機動的に海外のハイイールド債券の投資配分を調整するパフォーマンス指数です。参照指数は、ファンドバスケットを構成する複数のハイイールド債券のファンドの運用報酬、その他の費用等を控除したものととなります。一部のハイイールド債券のファンドは、先進国または新興国の政府、政府機関もしくは企業が発行する債券、資産担保証券および優先出資証券等を含む場合があります。ファンドバスケットを構成するハイイールド債券のファンドは将来的に変更となる可能性があります。

- 機動的な投資配分の調整により、ハイイールド債券のリターンの獲得を目指しながら下落リスクの抑制を図ります。
 - 市場環境に応じて、ハイイールド債券と米国国債先物の投資配分を機動的に調整します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。
 - 実質組入外貨建資産は、担保付スワップ取引を通じた参照指数からのリターン（損益）部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。
- （予想分配金提示型）と（資産成長型）の2つのファンドからご選択いただけます。
 - （予想分配金提示型）
 - 原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。
 - 分配金額は、原則として、各計算期末の前営業日の基準価額（支払済み分配金（1万口当たり、税引前）累計額は加算しません。）に応じて、以下の金額の分配を目指します。

各計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口当たり、税引前）
10,000円未満	0円
10,000円以上11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	100円
12,000円以上13,000円未満	200円
13,000円以上14,000円未満	300円
14,000円以上15,000円未満	400円
15,000円以上	500円

※分配対象額が少額な場合、各計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行わないことがあります。

<ご留意いただきたい事項>

- 基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。
- 基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- 分配を行うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。
- あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

（資産成長型）

- 原則として、毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドの実質組入外貨建資産は、担保付スワップ取引を通じた参照指数からのリターン（損益）部分等のみとなるため、為替変動による影響は限定されます。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- デリバティブ取引（先物取引、各種スワップ取引等）は、一般的に少額の証拠金・担保金等を差し入れることで、より大きな金額の取引を行います。当ファンドは実質的に市場環境に応じて、債券先物取引を活用するとともに、ハイイールド債券の組入比率をファンドが組み入れる外国投資信託の純資産総額の0%～300%の範囲で機動的に変更します。したがって、ファンドの基準価額は債券市場全体の値動きと比べて大きく変動することがあります。
- 担保付スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引を実行できずに損失を被り、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。当ファンドが組み入れる外国投資信託における担保付スワップ取引を通じて、ハイイールド債券と債券先物で構成される参照指数のリターン（損益）を享受します。当ファンドが組み入れる外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方が実際に取引をするハイイールド債券や債券先物取引に対しては何ら権利を有していません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

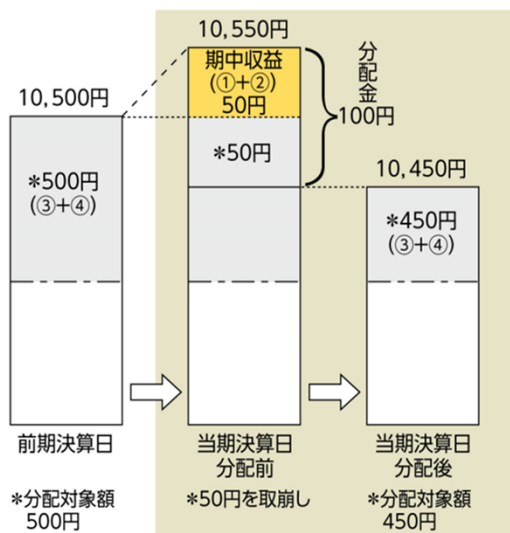
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



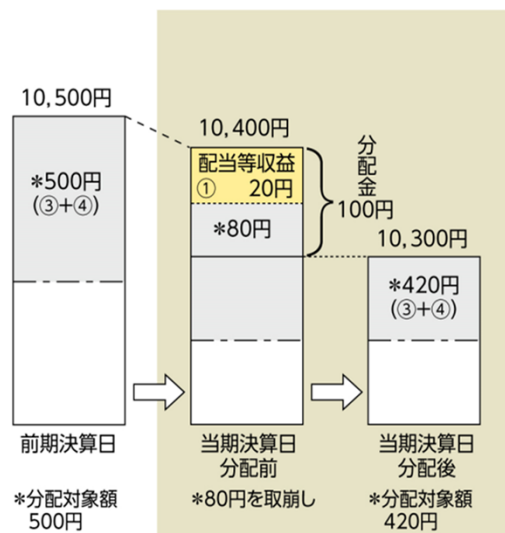
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]

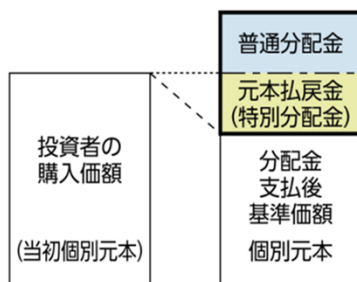


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

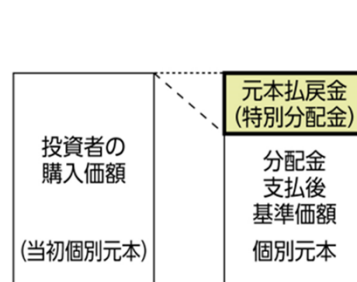
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位

当初購入の場合：1万円以上1円単位

追加購入の場合：1万円以上1円単位

投信自動積立の場合：1万円以上1千円単位

スイッチングの場合：1円以上1円単位

※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。

購入価額

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額

購入代金

三井住友銀行の定める期日までにお支払いください。

換金単位

1円以上1円単位

換金価額

換金申込受付日の翌々営業日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

信託期間

2029年10月15日まで（2019年11月6日設定）

決算日

（予想分配金提示型）毎月15日（休業日の場合は翌営業日）

（資産成長型）毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

（予想分配金提示型）決算日に、分配方針に基づき分配を行います。

（資産成長型）決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。

ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金の申込みを受け付けません。

<申込受付日が以下に当たる場合>

- ニューヨークの取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ルクセンブルクの銀行の休業日
- ダブリンの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日
- シカゴの取引所における米国国債先物取引の休業日
- シンガポールの銀行の休業日

<申込受付日の翌営業日が以下に当たる場合>

- ニューヨークの取引所の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ルクセンブルクの銀行の休業日
- ダブリンの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日

<申込受付日の翌々営業日が以下に当たる場合>

- シンガポールの銀行の休業日

スイッチング

（予想分配金提示型）、（資産成長型）の間でスイッチング可能

スイッチングの際にも、ご購入いただくファンドの最新の投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入時手数料（消費税込）は、購入代金（購入金額（購入価額〔1口当たり〕×購入口数）に購入時手数料（消費税込）を加算した額）に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。
（購入代金） （手数料率）
一律……………2.20%（税抜き2.00%）
※「分配金自動再投資型」において、分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
- スイッチング手数料
ありません。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年0.759%（税抜き0.69%）の率を乗じた額です。
※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、年0.954%（税抜き0.885%）程度となります。ただし、投資対象とする投資信託の運用管理費用は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
- その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 株式会社S M B C信託銀行
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。 株式会社三井住友銀行

投資信託に関する留意点

- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは三井住友銀行本支店等にご用意しています。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。
- 三井住友銀行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 三井住友銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料に記載している基準価額の推移に関するグラフにおいて、設定日前営業日の記載がある場合は、設定日前営業日の基準価額を10,000として表示しています。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

■ 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込



株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第54号
加入協会 / 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■ 資料の作成、設定・運用



三井住友DSアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会